

○井神議長 通告2番目、2番、宮本要代議員、総括方式で質問をお願いします。

宮本要代議員。

○宮本議員 おはようございます。

2番、宮本要代です。議長の許可を得ましたので、通告に従いまして、総括方式で質問をします。

まず、読書活動についての1点目、岩出図書館の利用状況についてお尋ねをします。

平成26年度の状況について、入館者数16万5,440人、貸し出し冊数31万4,670冊、貸し出し人数10万572人と報告されています。

市長の施政方針の中で、市制施行と同時に開館し、4月1日で開館10周年を迎える岩出図書館は、図書の貸し出しを5冊から10冊に、視聴覚資料の貸し出し期間を1週間から2週間に変更するなど、市民サービスの向上に努めると述べられました。

図書館利用者で、もう少し借りたかったと思っている方たちにとって、大変ありがたいことだと思います。今回は、より多くの人たちに岩出図書館を利用させていただきたいとの思いから、質問をさせていただきます。

平成26年度の図書館評価での貸し出し人数は、先ほど述べました10万572人ですが、リピーターの方が含まれていると思います。岩出市立図書館の実質の利用者は何人でしょうか。

2点目は、読書通帳の導入についてです。

文部科学省の子供の読書活動推進ホームページでは、読書を子供が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で、欠くことのできないものと位置づけています。

本を読む楽しみを子供のうちから身につけることが重要であると考えます。文部科学省委託事業、「ICTを活用した読書通帳による『読書大好き日本一』推進事業」の実績報告書を読みますと、読書をめぐる現状について、1カ月の平均読書冊数は、小学生、中学生、高校生が、それぞれ9.9冊、3.7冊、1.8冊という結果で、子供の読書活動に対する期待は大きいものの、実態としては学年が上がるごとに読書量が低下していると報告されていました。

この子供の読書離れを防ごうと、借りた本の履歴が預金通帳のように記入される読書通帳機を導入する図書館が全国的に広がりを見せています。大阪府八尾市では、借りた本の履歴を知りたいという市民からの要望を受け、関西で初めて読書通帳機を市内4カ所の市立図書館に1台ずつ導入し、読書通帳は市内の小中学生に無料で

配布しています。

昨年、日ごろ、図書館を利用できない児童生徒が、読書の機会がふえる夏休みに、大きなかばんに本をいっぱい入れて来館し、本を返却すると、すぐさま新しい本を大量に借り、読書通帳機の前に列をつくっていたそうです。

また、兵庫県西脇市では、昨年10月に読書通帳機を図書館に導入し、2万冊の読書通帳を準備し、年齢を問わず、希望者に無料で配布しました。この西脇市の図書館で読書通帳利用の様子をテレビが特集し、放映されていました。

読書通帳の利用についてインタビューされたご婦人が、自分の借りた本の履歴がわかり、借りるとき重複しないでよかったとコメントしています。読書通帳の導入の図書館では、貸し出しが2倍に増加したところも出ています。

以前、児童生徒について、貸し出された本は、うちどくノートに記載できるようにしているとお聞きしましたが、借りた本の履歴がわかり、通帳に記帳する仕組みを楽しみながら、読書意欲を高めることが期待できる読書通帳の導入について、お考えをお聞きします。

次に、発達障がいと支援についてお尋ねします。

乳幼児健康診査が、4カ月、7カ月、1歳8カ月、3歳6カ月の年齢で行われています。乳幼児健康診査、健診は、赤ちゃんが健康に順調に育っているか、成長や発達の上での心配ごとや病気はないかなどを調べ、赤ちゃんそれぞれに合った子育てのアドバイスをする場とされています。

国立特別支援教育総合研究所紀要の特集「発達障害のある子どもへの早期発見・早期支援の現状と課題」を読みますと、「乳幼児期は、ことばの発達をはじめとしたコミュニケーション能力、対人関係や社会性の育ち、様々な認知機能の習得等、学校における学習や集団生活、その後の自立や社会参加の基盤を形成する時期である。この時期に適切な支援を受けられないと、就学後の学習面や生活面に様々な困難を抱えることが多くなり、また情緒不安や不適応行動等の二次障害が生じてしまうこともある。このように発達障害のある子どもへの早期からの総合的な支援システムを構築することへの重要性が高いが、その障害特性に起因する課題も多い。」として、

1つ、「診断は早期であればあるほど不確実性が高く、乳幼児期では発達障害の可能性はあるが確定診断がつきにくい子どもの割合が多い。」

2つ、「保健師や保育の担当者等が発達障害の可能性に気づいても、適切に判断することは難しい。」

3つ、「年少であればあるほど保護者にとっては、障害の需要が困難な時期でもある。」等、現状の主な課題を挙げています。

健診項目として、身体発育状況を初め精神発達の状況等で、運動機能や精神に障がいがあると確認されたとき、障がいと認められる子供に対して、どのような支援をされるのでしょうか。

また、障がいがあると確認されたとき、保護者、特に母親にとって大きなショックとなり、先ほど申し上げましたが、健診の結果が早期であればあるほど、受けとめることが難しいことがあるようです。時には、単に成長が遅いだけ、発語が遅いだけと思っている母親にとって、自分を責める方もおられるように伺うこともあります。このような保護者に対する支援の方法はどのようにされていますか、お尋ねします。

健診において、障がいと認められ、支援を受けている子供に対して、就学後も継続した支援があるのか、お尋ねします。

次に、4月1日、学校教育を初め、社会のあらゆる分野が対象となる「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、略して「障害者差別解消法」が施行されます。文科省の特別支援教育調査官は、これまでも各学校、地域で、合理的配慮を含めて、さまざまな取り組みがされています。4月1日に学習指導要領を改訂することはありません。しかし、障害者差別解消法が施行になり、そこで差別の禁止はもちろん、公立学校では合理的配慮が法律上義務化される。改めて意識することが必要であると述べ、そして、新しい考え方である合理的配慮を踏まえながらも、これまでの実践を尊重するよう呼びかけておられました。

障害者差別解消法が施行されることで、これまで以上に障がいのある子の入園希望がふえ、より多くの施設で受け入れが求められる可能性が高くなってきます。

障がいの有無にかかわらず、子供たちが一緒に育ち合うためには、保育や合理的配慮について、施設や各保育所で考えていくことが求められています。また、公立学校においても、障がいのある児童生徒に合理的配慮を提供するよう求められています。4月1日を目前にして、新学期が始まります。市の今後の取り組みをお聞きします。

○井神議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 宮本議員の1番目、読書活動についての1点目、岩出図書館の利用状況について、お答えいたします。

宮本議員がおっしゃられている10万572人という数字については、平成26年度の岩出図書館本館のみの貸し出し人数でございまして、分館、分室を含めた貸し出し人数は10万9,843名となっております。そのことをお断りして、お答えさせていただきます。

岩出市図書館本館のみの貸し出し人数は10万572名でございしますが、そのうちリピーターを除いた実質利用者数は9,520名でございします。参考までに、分館、分室を含めた実質利用者数は9,604名となっております。

次に、2点目の読書通帳の導入についてお答えいたします。

読書通帳の導入については、読書通帳機の購入とか、図書館システムの改修を初め、設置後に必要となる維持管理経費など、多額の費用が必要等のその理由から、導入については検討しておりませんが、岩出図書館では、平成24年度から家族ふれあい読書推進事業の一環として、うちどくノートを市内小中学生に配布しており、このうちどくノートには、読書した日や本のタイトル、子供と家族の感想などを書き記せるようになっており、読書通帳と同様、読んだ本の記録ができるとともに、家族とのコミュニケーションツールとしても有効なものとなっております。

現在、岩出図書館の司書派遣事業によって、学校図書館にうちどくに適した本のコーナーを設置したり、各小学校から選ばれた児童のうちどくの記録を岩出図書館に展示するなど、うちどくノートの活用が進んできております。

また、うちどくノートを宿題として活用し、担任が目を通すことで、担任が子供の読書傾向を把握したり、子供に読書アドバイスをしたりすることにも役立てています。

今後、保護者に対しても、うちどくノートの活用について一層の啓発を行い、子供たちの読書活動の推進に努めてまいりたいと考えてございます。

続いて、宮本議員ご質問の2番目の2点目、保護者に対する支援について、それと、3点目の継続した支援はあるのか、それから、4点目の小中学校においての合理的配慮の義務化について、総括してお答えさせていただきます。

これまでの本市の対応については、学校教育施行令に基づく発達障がい等支援を要する児童生徒が、年齢及び能力に応じ、その特性を踏まえた教育が受けられるよう、岩出市教育支援委員会において、就学先等について総合的な判断を行っております。また、本委員会を通じて支援を必要とする児童生徒に対して、早期の段階から教育相談、支援を行っており、就学先の決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行っております。

岩出市内の小学校の通常学級に在籍するLD、ADHD及び高機能自閉症等の児童に対して、中央小学校及び根来小学校に通級指導教室を設置し、児童の個に応じた学びの場を設けるとともに、保護者の相談や支援も行っております。

通常学級に在籍する支援を要する児童生徒については、専門的な知識を有する通級指導教室の教員や支援学校の教員を各学校に派遣する相談等早期支援に係る巡回相談を活用して、学習支援等を進めているところであります。

また、支援を要する児童については、小学校卒業時に小中連携シートを作成して、小学校時の様子や支援の内容、配慮事項等を中学校へ申し送り、継続的な支援が行われるよう取り組んでおります。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、障害者差別解消法が施行されるに当たり、これまでの本市の取り組みを踏まえながら、さらに合理的配慮を含め、個別に支援を要する児童生徒につきましては、本人、保護者からの要望や学習状況等を総合的に判断し、個別の指導計画を作成して、児童生徒の個に応じた教育活動が行われるよう、子供を中心として、必要な配慮等を本人、保護者、関係機関等と相談を密にしながら取り組んでまいります。

○井神議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 宮本議員ご質問の2番目、発達障がいと支援についての1点目と2点目について、あわせてお答えいたします。

乳幼児健康診査につきましては、4カ月児、7カ月児、1歳8カ月児、3歳6カ月児を対象に、乳幼児の心身の異常の早期発見・早期対応に努めるとともに、発育や疾病予防、育児など母子の健全育成や育児不安の解消を図るため、毎月2回に分けて実施しており、何らかの支援が必要と認められる乳幼児には、心身の豊かな発達につなげられるよう、保護者に対し適切なアドバイスをしております。

フォロー体制といたしましては、健康相談や家庭への訪問事業、運動面や精神面の発達相談を行い、必要に応じて、医療機関や発達支援センター等、療育のための関係機関につなげております。

また、親子教室や子育て教室等を開催し、親子の触れ合いを中心とした遊びを通じて、発達上の問題解決につなげていくことや、育児相談等においても健全な発達を促すなどの支援を行っております。

次に、3点目の継続した支援についてであります。市においては療育の専門家が保育所、幼稚園、学校等に出向き、保育士や教員等に助言を行う保育所等訪問支援事業を実施し、岩出障害児者相談・支援センターでは、フォローが必要な子供に

ついて、学校や教育委員会などと連携し、こうした関係機関で構成するケース検討会を行い、情報の共有や子供の発達支援を行っております。さらに、同センターでは、発達につまずきがある方などへの交流の場の提供や、相談員によるアドバイス等の支援を行うとともに、必要な社会資源の情報提供と紹介、同行などの支援もあわせて行っているところでございます。

続きまして、4点目の保育所において「合理的配慮」義務化についてでございますが、本市の公立保育所では、障がいのある子供について、保育士を加配し、必要な対応を行うことで、基本的に全て受け入れることとしております。また、障がい児の受け入れを行っている私立保育所2カ所に対しては、市単独で補助金を交付しております。今後とも障がいの有無にかかわらず、同じように保育サービスが受けられる環境整備に努めてまいります。

○井神議長 再質問を許します。

宮本要代議員。

○宮本議員 読書活動についての再質問1点目、平成26年度の図書館評価において、サービスの充実についての全体評価は達成できていないです。平成26年度の図書館評価で、分館・分室の立地を勘案し、特色ある蔵書構成を図るとして、那賀高等学校図書室と連携し、積極的に駅前ライブラリーのPRを行うとしています。駅を利用する高校生を対象にし、立地をお考えいただき、駅前ライブラリーの有効な図書館運営に努めていただきたいと思います。

2点目、読書通帳機についてですが、江戸川区立上一色中学校では、文部科学省委託事業、ICTの活用による生涯学習支援事業で、「ICTを活用した読書通帳による『読書大好き日本一』推進事業」の実績報告が平成24年3月に出されています。その中で直接的な取り組み効果として、読書量の増加を挙げています。全ての学年において、実施後のほうが、開館日1日当たりの平均貸し出し冊数が多くなった。開館日1日当たりの平均来館者数についても、全ての学年において、実施後の数値が実施前の数値を大幅に上回る結果になっており、図書を借りなくても図書館に関心を持ち、訪れる生徒がふえていることがわかりました。

加えて、生徒アンケートにおいても、全体の半数を上回る生徒が、本や雑誌を読む量、冊数がふえた。また、まだ読んでいないが、読みたい本ができた。本や雑誌を読むのが楽しくなってきたと回答していることから、この本実証的調査研究における各種取り組みが、生徒の読書量の増加に寄与したことがうかがえると述べられていますし、読書における読書通帳の役割として、通帳は本を借りるとき、以前借

りた本を見直すのに使っているといった意見が得られたように、読書通帳の導入によって、生徒が読む本を選ぶ際に、通帳に記載されたデータを参考に行っていることがわかった。

このように、読書履歴の可視化は、生徒による読書活動の一助となることがわかったとか、また、この読書通帳を通して、コミュニケーションがふえたという報告もあります。通帳を友達同士で交換し、この本がおもしろいよといったやりとりを楽しんでいるといった意見が得られたように、仲のよい友達と本を推薦し合う、同じ本を読んでいた場合は感想を言い合うといったことが行われていることがわかりました。このように、読書通帳の導入によって、読書を通じたコミュニケーションが促進されることがわかったというふうに整理をされております。

読書通帳を導入した大阪府八尾図書館では、導入後、児童図書の貸し出しが約2倍になったそうです。また、設置については、昨年10月に図書館に読書通帳機を導入した西脇市は、地方創生交付金を活用したそうです。岩出市は、この地方創生交付金等の利用しての導入はお考えにはならないのでしょうか。再度お聞きします。

そして、先ほど、教育長の答弁の中で、中央と根来小学校に通級されているお子さんの付き添いは、ご家族がされているとお聞きしてあるんですが、通級に対して合理的配慮として、保護者に何か支援がこれからあるのでしょうか、お聞きをします。

発達障がいについての再質問ですが、生徒に直接かかわる先生方については、障害者差別解消法の施行で、研修など積み重ねてきていると思いますが、クラブ活動や学童保育、放課後児童クラブなど、児童生徒にかかわってくださる指導者の皆さんへ、研修会とか啓発に努めていただけているのか、お伺いをいたします。

2点目、障害者差別解消法は、障がいがある子と障がいがない子がともに育ち合うインクルーシブ教育の理念を背景にして成立をしています。

日本教育新聞の記事を紹介しますと、ある小学校の保護者会で、私の子には障がいがあります。十分にしつけますが、障がいの特性のため、ご迷惑をおかけするかもしれませんと、保護者が発言をしました。その児童が仲間の1人に体に画びょうを刺してしまう事件が起きました。画びょうを刺された児童の保護者は、保護者会で、先ほどの保護者の意見を聞いておりましたので、画びょうを刺した子を責めることはなく、学校側に、画びょうの管理を考え直してほしいと要望を出す程度にとどまったそうです。

自分の子供に障がいがあることを人に知られたくない保護者もいることでしょう。

先生方は、障がいの特性など、学級で指導されることは大変配慮の要ることだと思いますが、施行に当たり、保護者への啓発も大切です。どのようにされているのでしょうか、お聞きをします。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 宮本議員の再質問にお答えします。

まず1点目、駅を利用する高校生を対象として、那賀高校との連携等についての図書館利用についてでございますけれども、まず、岩出図書館では、駅前ライブラリーをPRするポスターを岩出駅に掲示したほか、駅前ライブラリーの外壁に、高校生によく読まれる本が充実していることをPRするポスターを掲示するなど、駅を利用している方への利用促進を図っております。

また、那賀高校に対しては、全クラスと学校図書館に岩出図書館の利用案内や新刊案内を随時掲示していただき、岩出図書館、特に、駅前ライブラリーの利用促進を図っているところであります。

今後も駅前ライブラリーの充実した蔵書構成を図るとともに、那賀高校図書館や岩出駅など関係機関と連携し、駅前ライブラリーのみならず、岩出図書館全体のネットワークについてもさらなる広報を行っていきたいと考えてございます。

2点目、読書の通帳機の導入についての再質問でありますけれども、先ほどお答えいたしましたように、うちどくノート、今、岩出図書館の司書派遣事業で、とても進んできております。この成果をさらに継続し、宮本議員がおっしゃるようなことも踏まえながら、啓発、それから活用を図り、ますますの子供たちの読書の活性化、推進に図ってまいりたいというふうに考えてございます。

それから、3点目の障がい者への合理的配慮、法施行に伴うところへの配慮、保護者等への周知とか、それから指導者の研修について、一括してお答えさせていただきたいと思っております。

クラブ活動等の指導員については、県が主催する研修会等への参加を促しているところでありますし、また、この法律の趣旨とか、それからインクルーシブ教育の保護者への周知については、学級懇談会等で学校を通じて周知に努めてまいりたいと考えてございます。

地方創生への通帳導入機の導入についてというふうなことでありましたけれども、それについては活用というのは、現在、検討してございません。

○井神議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 宮本議員の再質問にお答えいたします。

平成27年度からの子ども・子育て支援新制度において、放課後児童クラブの従事者については、平成31年度末までに放課後児童支援員認定研修を受講することとされました。この中において、障がい福祉施策や発達障がいの基礎知識、障がいのある子供や保護者への配慮について学ぶこととなっております。

また、放課後児童クラブの受託者である岩出シルバー人材センターにおいても、障がい児への対応を含む独自の研修を行うことを企画しているというふうに聞いてございます。

○井神議長 再々質問を許します。

(なし)

○井神議長 以上で、宮本要代議員の一般質問を終わります。